

## 石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第30号）

### 1 異議申立ての対象となった本件開示請求の保有個人情報（諮詢案件第29号）

異議申立人の精神保健福祉記録票における措置入院に関する診断が必要か否かを判断した根拠等を記載した特定期日の文書

### 2 担当課（所）

健康福祉部南加賀保健福祉センター

### 3 異議申立て等の経緯

ア H24.6.29 開示請求	エ H24.8.7 諮問
イ H24.7.11 不開示決定	オ H25.5.8 答申
ウ H24.7.20 異議申立て	

### 4 諒問に係る審査会の判断結果

不開示とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第14条 第2号  (評価等情報)	<p>本件保有個人情報のうち、関係機関等から聴取した内容をはじめとする措置入院に関する診断が必要か否かを判断した根拠となった事項及びその判断結果を記載した部分については、これを開示することが前提となった場合、措置入院に関する診断に際し、率直に記載することが求められることについて、被通報者に不利と認められる事項を曖昧な記載に変えたりするなどのおそれがあること、また、関係機関等から取得した情報が開示されると関係機関等からの調査協力が得にくくなり、実施機関が客観的な判断をするために必要な情報を収集することが困難になることが想定されることから、精神保健診察事務の円滑な執行に著しく支障が生じるおそれがあるとのとの実施機関の主張は不自然、不合理とはいえない。</p> <p>また、本件保有個人情報のうち、措置入院に関する診断が必要か否かに参考となる事項として、実施機関内部における連絡等の事実関係が記載されているが、事実関係のみを記載した部分であっても、状況を把握した契機や内容、時期の特定等につながる情報であり、関係者等が特定または推察されるおそれがあること、また、記載事項が被通報者の認識との間で相違が生じる可能性がある。</p> <p>このため、当該記載事項が被通報者に開示されることによって、関係者等と実施機関との信頼関係が損なわれ、必要な情報を収集することが困難になることが想定され、また、記録作成者等への不信感が生じ、実施機関と被通報者との信頼関係を損なうおそれがあり、精神保健業務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の主張は不自然、不合理とはいえない。</p>
条例第14条 第7号  (事務事業情報)	

### 5 審議経過

審査回数 4回

答申第30号

## 答申書

平成25年5月

石川県個人情報保護審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報につき、不開示とした決定は妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 開示請求の内容

異議申立人は、石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、平成24年6月29日に実施機関に対し、異議申立人の精神保健福祉記録票に記載された特定期日の記録(「以下「本件保有個人情報」という。)について開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年7月11日に、本件開示請求について不開示決定(以下「本件処分」という。)を行うとともに、次のとおり不開示とする理由を付して異議申立人に通知した。

(不開示理由)

条例第14条第2号(評価等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの)に該当

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年7月20日に本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行つた。

### 4 質問

実施機関は、平成24年8月7日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てについて質問を行つた。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件保有個人情報の開示を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりで、本件保有個人情報は開示しても業務に支障は生じないとしている。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件保有個人情報は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号、以下「法」という。)第24条の規定により、警察官から実施機関へ通報があった者について、実施機関が被通報者(異議申立人)及び警察官、家族等から聴取した内容、措置入院に関する診断が必要か否かを判断する根拠や参考となる事項及び判断結果を記載したものである。

このため、被通報者に対しマイナスと評価される事項や被通報者が記載されることを希望しないと想定される事項であっても、判断に際し率直に記載することが求められており、開示することが前提となった場合、被通報者に不利と認められる事項を曖昧な記載に変えたり、被通報者が記載されることを希望しない事項を記載しなくなるおそれがあるなど、法が規定する精神保健診察事務の適切な執行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

また、保護者等の関係者や警察官等の関係機関から取得した情報は開示することにより、保護者等の関係者への影響が生じたり、関係機関の業務への支障が生じた場合、情報提供者と実施機関との信頼関係が損なわれ、保護者等の関係者並びに関係機関からの調査協力が得にくくなるなど、実施機関が客観的な判断をするために必要な情報を収集することが困難になることが想定され、精神保健診察事務の円滑な執行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件保有個人情報については、条例第14条第2号の規定に基づき不開示としたものである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 基本的な考え方

条例の目的は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することにある。

当審査会は、この理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件保有個人情報の性格等について

異議申立人の精神保健福祉記録票における措置入院に関する診断が必要か否かを判断する根拠等を記載した特定期日の文書である。

##### 3 本件保有個人情報の不開示決定について

条例第14条第2号は「個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」は、不開示情報に該当する旨を定めている。

これは、個人の評価等に関する情報については、その過程や基準を本人に知らせないことを前提にしなければ、正確な評価等ができなくなったり、本人との信頼関係を損ね

正確な情報を取得できなくなるなど、当該事務の目的達成や公正又は円滑な遂行に支障が生じることも考えられることから、これらを防止しようとする趣旨によるものである。

- (1) 当審査会として本件保有個人情報を見分したところ、法の規定に基づき警察官から通報のあった者(異議申立人)について、実施機関が関係機関等から聴取した内容、被通報者の行動等が記載されていることを確認した。

本件保有個人情報のうち、被通報者について関係機関等から聴取した内容をはじめとする措置入院に関する診断が必要か否かを判断する根拠となった事項及びその判断結果を記載した部分については、これを開示することが前提となった場合、措置入院に関する診断に際し、率直に記載することが求められることについて、被通報者に不利と認められる事項を曖昧な記載に変えたりするなどのおそれがあること、また、関係機関等から取得した情報が開示されると関係機関等からの調査協力が得にくくなり、実施機関が客観的な判断をするために必要な情報を収集することが困難になることが想定されることから、精神保健診察事務の円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の主張は、不自然、不合理とはいはず、当該記載事項は、条例第14条第2号に該当するものと認められる。

- (2) また、当審査会として、本件保有個人情報のうち、措置入院に関する診断が必要か否かに参考となる事項について、実施機関に確認したところ、実施機関の主張は次のとおりであった。

措置入院に関する診断が必要か否かに参考となる事項として、実施機関内部における連絡等の事実関係が記載されているが、事実関係のみを記載した部分であっても、状況を把握した契機や内容、時期の特定等につながる情報であり、関係者等が特定または推察されるおそれがあること、また、記載事項が被通報者の認識との間で相違が生じる可能性がある。このため、当該記載事項が被通報者に開示されることによって、関係者等と実施機関との信頼関係が損なわれ、必要な情報を収集することが困難になることが想定され、また、記録作成者等への不信感が生じ、実施機関と被通報者との信頼関係を損なうおそれがあり、精神保健業務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるとしている。

こうした実施機関の主張は、不自然、不合理とはいはず、また、当該事実関係を記載した事項は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、条例第14条第7号に規定する「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものと認められる。

以上のことから、本件保有個人情報については、条例第14条第2号及び第7号に該当し、不開示決定とした本件処分は妥当である。

## 第6　まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第7 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 8月 7日	諮詢（諮詢第29号）を受けた。
平成24年 9月 3日	実施機関（知事）から理由説明書を受理した。
平成24年10月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成24年11月19日 (第24回審査会)	事案の審議を行った。
平成25年 1月11日 (第25回審査会)	事案の審議を行った。
平成25年 2月12日 (第26回審査会)	事案の審議を行った。
平成25年 4月19日 (第27回審査会)	事案の審議を行った。